

## 地方分権改革推進本部（第15回会合） 議事録

**日 時** 令和3年12月21日（火） 8時40分～8時46分  
**場 所** 官邸4階大会議室  
**議 題** 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針について  
**出席者** 岸田内閣総理大臣、金子総務大臣、古川法務大臣、鈴木財務大臣、末松文部科学大臣、後藤厚生労働大臣、金子農林水産大臣、萩生田経済産業大臣、齊藤国土交通大臣、山口環境大臣、岸防衛大臣、松野内閣官房長官、牧島内閣府特命担当大臣、西銘復興大臣、二之湯国家公安委員会委員長、野田内閣府特命担当大臣、小林内閣府特命担当大臣、堀内国務大臣、若宮内閣府特命担当大臣、黄川田内閣府副大臣、本田外務大臣政務官、木原内閣官房副長官、磯崎内閣官房副長官、栗生内閣官房副長官、赤池内閣府副大臣

（野田内閣府特命担当大臣）ただいまから、地方分権改革推進本部第15回会合を開催します。

本日の議題は、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針について」（案）です。まず、そのポイントについて、私から説明します。「資料1」をご覧ください。

本年の提案募集においても、地方から、現場の実情を踏まえた具体的事例に基づいて、多くの御提案をいただきました。

これらについて、提案団体や関係府省の協力を得ながら、学識経験者による充実した審議や丁寧な調整を重ねた結果、対象となった提案の約9割について何らかの対応ができることとなりました。

関係大臣の御尽力に、深く感謝申し上げます。

2ページをご覧ください。

今回の対応方針案では、例えば、

- ・下水道法に基づく計画の策定及び変更手続きの簡略化
- ・指定難病の受給者証への指定医療機関名の記載につき包括的な記載を可能とする見直し
- ・医師法等に基づく届出のオンライン化とそれに伴う都道府県経由事務の見直し

といった、「国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資するもの」、「デジタル化等による効率化・利便性向上に資するもの」など、地方の声をしっかり受け止め、その実現を図る内容となっております。

以上申し上げた対応方針案に基づき、法律の改正により措置すべき事項については、次期通常国会に所要の一括法案等を提出することを基本としております。

それでは、御意見のある方は発言願います。

ないようですので、それでは、議題に関し、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」について、資料2のとおり決定することに御異議ございませんか。

## 【異議なし】

ありがとうございました。

それでは、関係大臣におかれましては、ただいま決定した対応方針に沿って、法制作業等に御協力いただくとともに、政省令の整備や通知の発出により措置する事項等についても、丁寧に対応していただきますようお願いいたします。

なお、この対応方針は、この後の閣議においても決定する予定です。

ここで、報道関係者の入室をお願いします。

## （報道入室）

（野田内閣府特命担当大臣）最後に本部長である総理から御挨拶をいただきます。

（岸田内閣総理大臣）岸田内閣が実現を目指す「新しい資本主義」の主役は地方です。「デジタル田園都市国家構想」では、デジタル基盤を全国に整備した上で、デジタルの力を活用し、地域の個性を活かしつつ地域の課題を解決してまいります。

その際、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものです。

本年で8年目となる地方分権改革に関する提案募集方式は、新型コロナ対策に御尽力いただく中、地方から数多くの提案を頂き、きめ細かく検討した結果、本日、約9割の実現を図る「対応方針」を決定いたしました。

各大臣にあっては、本日決定した「対応方針」に基づいて、強いリーダーシップを発揮し、一つ一つの施策を着実に実現していただくよう、お願い申し上げます。

（野田内閣府特命担当大臣）ここで、報道関係者の皆様は退室をお願いします。

## （報道退室）

（野田内閣府特命担当大臣）それでは、以上で、地方分権改革推進本部の第15回会合を終了します。

ありがとうございました。

（以上）

（速報のため事後修正の可能性あり）